

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐那河内村は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

徳島県 佐那河内村長

## 公表日

令和8年3月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)の規定に従い、「村民税・県民税(以降、「住民税」という。))関係事務」、「固定資産税関係事務」、「軽自動車税関係事務」、「国民健康保険税関係事務」、「収納管理関係事務」、「証明発行関係事務」を行う。</p> <p>【住民税関係事務】 申告書等の課税資料に基づく課税計算 住民税の課税に関する事務 住民税の徴収に関する事務</p> <p>【固定資産税関係事務】 土地、家屋及び償却資産の調査 土地、家屋及び償却資産の評価 固定資産税の課税に関する事務 固定資産税の徴収に関する事務</p> <p>【軽自動車税関係事務】 軽自動車税の課税に関する事務 軽自動車税の徴収に関する事務</p> <p>【国民健康保険税関係事務】 国民健康保険税の課税に関する事務 国民健康保険税の徴収に関する事務</p> <p>【収納管理関係事務】 収納及び課税の状況による収納管理事務 滞納者情報による督促状送付等の滞納管理事務</p> <p>【証明発行関係事務】 課税証明書、納税証明書等の発行事務</p>
③システムの名称	個人住民税システム 法人住民税システム 固定資産税システム 軽自動車税システム 国民健康保険税システム 収納管理システム 滞納管理システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 電子申告(eLTAX)システム マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル名	
【共通】統合宛名ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル 【個人住民税】課税対象者情報ファイル、課税台帳情報ファイル 【法人住民税】課税対象者情報ファイル、課税台帳情報ファイル 【固定資産税】資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル 【軽自動車税】軽自動車税情報ファイル 【国民健康保険税】被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令台5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [ 実施する ]
【情報照合の相拠】	

②法令上の根拠

【情報照会への根拠】

番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48項

【情報提供への根拠】

番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄が「市町村長」を含む項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項

(1～5、7、11、13、15、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57～59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86～92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140～142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164～173)

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	住民税務課
②所属長の役職名	住民税務課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	佐那河内村役場 総務課 〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ31番地 TEL:088-679-2113
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	佐那河内村役場 総務課 〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ31番地 TEL:088-679-2113
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ <input type="checkbox"/> ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	研修により、特定個人情報に関する取り扱いを学んでいるため。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	研修により、特定個人情報に関する取り扱いを学んでいるため。	

